

12月分

No.7

件名	情報公開制度における開示請求権の濫用禁止について
受付日	令和7年12月23日
ご意見・ご提案の概要	情報公開条例に開示請求権の濫用禁止や、権利濫用にあたる請求と認められる場合には拒否できる旨を規定している自治体もあるので、岐阜県でも規定してはどうか。
県の考え方	<p>条例で権利濫用について明示している自治体があることは認識していますが、権利濫用が許容されないことは法の一般原則ですので、情報公開条例で規定しておりません。</p> <p>しかし、条例で明示しているか否かにかかわらず、公開請求が権利濫用に当たるか否かの判断は、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う必要があります。</p> <p>情報公開条例が、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的とし、何人にも公開請求をすることを認めていることを踏まえると、公開請求が権利濫用に該当するのは、例えば行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、公開請求権の本来の目的を著しく逸脱する公開請求など、極めて限定期であると考えます。</p>
担当課	総務部 法務・情報公開課